**○厚生労働省告示第二百十号**

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第七条第二項の規定に基づき、平成二十七年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十条第二項第三号ロ及び同令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率は、〇・〇二一六とする。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

**○厚生労働省告示第二百十一号**

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 過去勤務期間の年数 | 率 | |
|---|---|---|
| | 平成二十七年四月一日から同年九月三十日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合 | 平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合 |
| 一年 | 〇 | 〇 |
| 二年 | 〇 | 〇 |
| 三年 | 〇・〇三 | 〇 |
| 四年 | 〇・〇四 | 〇・〇二 |
| 五年 | 〇・〇四 | 〇・〇三 |
| 六年 | 〇・〇五 | 〇・〇四 |
| 七年 | 〇・〇六 | 〇・〇五 |
| 八年 | 〇・〇七 | 〇・〇六 |
| 九年 | 〇・〇七 | 〇・〇七 |
| 一〇年 | 〇・〇八 | 〇・〇七 |

**○厚生労働省告示第二百十二号**

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、平成二十六年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十六年四月一日以後平成二十七年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十七年八月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十七年四月一日以後平成二十八年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十八年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率は、〇とする。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

**○厚生労働省告示第二百十三号**

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十六年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に退職した被共済者であって平成二十六年四月一日以後平成二十七年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十七年八月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十六年四月一日以後平成二十七年八月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十七年四月一日以後平成二十八年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十八年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十七年八月一日以後平成二十八年四月一日前に退職した被共済者であって平成二十八年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成二十八年四月一日以後平成二十八年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十七年四